医師による長期処方の是非にかかる厚生労働大臣答弁に関する質問主意書

出者 柚木道義

提

医師による長期処方の是非にかかる厚生労働大臣答弁に関する質問主意書

し、 服薬コンプライアンスが確保される必要があり、その前提条件として、医師が患者の状態を医科学的に評価 では九十日以上の処方も可能となっている。ただし、長期処方には患者の状態が急変するリスクや安定した 処方せんの医薬品の処方期間については、 長期処方に耐える状態であるという高度な専門的な判断を必要とされる。 平成十四年度から段階的に延長がはかられるようになり、 したがって医療現場において 現 在

ŧ,

医師が患者の要望並びに状態等に応じて適切な判断をされているものと理解するところである。

ある。 側、 態をみて長期処方が可能ということで長期処方をしているものについて、 けさせていただく。」と応じたと聞く。 処方を問題視する声があり、 による医師 行政機関などが同席する中央社会保険医療協議会という場にて議論をするということにつながり、 かしながら、 医師が適切に判断した長期処方については、本質的には医師の裁量権の問題である。 の判断、 平成二十五年十一月一日に開催された中央社会保険医療協議会の議論のなかで、この長期 つまり医師の裁量権の範囲にまで立ち入る前例になるのではないかと危惧するところで 厚生労働省保険局総務課長も これは、 高度な医療的な判断について、 「長期投与と多剤併用について議論する場をもう 同じ医師が医療的に妥当ではない 医師以外の専門職、 医師が患者の状 支払 医師

見解の相違であって、 る中央社会保険医療協議会という場で議論するのは、 ちていると考える。 長期処方があると自戒の念をこめて指摘している中央社会保険医療協議会の議論は、 しかしながら、 医師による自律的な判断にゆだねるべき問題と考える。 今回の長期処方の適否の判断については、 職業の自律に対する冒涜とまでは評しえないとして 利害関係者が一堂に会してい 本質的には専門家たる医 非常に高潔な精神にみ 師 0

ŧ

いささか行き過ぎではないかと強く危惧するものである。

の尊厳に反する行為であり、 ると考えるところであるが政府の見解如 むべき問題ではなく、 仮に、 患者の求めに応じて漫然と長期処方をしている医師が存在するとなれば、 職能集団としての医師 ヒポクラテス以来の医師 何 の話し合いのなかで解決していくような道筋を考えるべきであ の自律を尊重するのであれば、 これは職業としての医師 行政機関等が口をはさ

権 方内容に介入するべきであるとの主張を繰り返す度に、政府は、 「長期処方」 また、これまで、医薬品の多剤併用問題や向精神薬の使用につき、保険者機能などを強化し、 の範疇にあり、 の適正化について行政機関等からの積極的な介入が認められるようになるとなれば、 積極的に介入するべきでない。」という主張を繰り返してきた。 「医師の診療行為については しかし、 今回のような 「医師 積極: これは、 の裁量 的に処

もに、 央社会保険医療協議会等で議論するのを慣例とするということなのかどうかにつき政府の見解を求めるとと 医師の裁量権に積極的に介入する前例をつくることとなる。 これからは、 医師の裁量権にある事項についても、 医療費適正化の観点から例外なく議論の俎上にあ 今後も医師の裁量権に属する諸問題について中

げるという国家の意志のあらわれなのかどうかにつき政府の見解如何。

においてご議論頂く。」という趣旨の答弁につき、職業の自律という観点からそのご心意を明示いただきた 併せて平成二十五年十一月八日の衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣の答弁において、 「中医協

; \

右質問する。